

矢板市在住の皆さまへ

### 就業代金の未納を防ぐためのお願い

矢板市在住の皆さまには、矢板市シルバー人材センターの業務運営につきまして、ご利用とご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、近年センター業務を進めるに当たり、作業料金の未納が発生しており、この未納対応に多くの時間と費用がかかっております。

つきましては、平成28年4月より、下記のとおり料金の額によっては、作業料金の一部先払いをお願いする場合がございますので、何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 本市市民から作業依頼があった場合
  - ・ 作業の従事会員と担当者が現場確認をします。
- 2 現場確認後、請負金額が10万円以上となる可能性のある場合
  - ・ 見積もりを行います。
- 3 見積もりについて
  - ・ 見積兼発注書を作成し、まず見積内容、見積額について依頼者様へお知らせします。
  - ・ 見積り金額について納得いただけましたならば、発注欄に記名押印をお願いします。
  - ・ その後、前払金納入書により、見積り金額に応じた前払金を納入していただき、納入確認後に作業を開始します。
- 4 この手続きに依頼者の同意が得られない場合
  - ・ 作業はお受けできません。
- 5 前払金の額
  - ・ 見積金額が20万円未満の場合は見積金額の50%、20万円を超えるものについては見積金額の70%を先に納入していただきます。

※ 100円単位は切り捨てます。

- 6 作業代金の残金については、作業終了後に請求いたします。

※ なお、請負金額が10万円を超えない場合は今までどおりです。